富里市献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 献血思想の普及と献血者の組織化を図り、輸血用血液の確保と医療の 万全を期するため、富里市献血推進協議会(以下「協議会」という。)を設置 する。

(事業)

- 第2条 協議会は、その目的達成のため次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 献血思想の普及に関すること。
 - (2) 職域,地域又は一般住民による献血の実施及び推進に関すること。
 - (3) 献血計画の樹立に関すること。
 - (4) 保健所献血連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認める事業に関すること。 (組織)
- 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、15 名以内で組織する。
 - (1) 市医師連絡協議会の代表者
 - (2) 市内の高等学校の代表者
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 各事業所の代表者
 - (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会は、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。 (事務局)
- 第7条 協議会の事務局は、富里市保健センター内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。